

## 「令和8年度山形県プレコンセプションケア推進事業業務」に係る企画提案募集要領

この要領は、令和8年度山形県プレコンセプションケア推進事業業務について、受託者の選定にあたり実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務概要

(1) 委託業務名

令和8年度山形県プレコンセプションケア推進事業業務

(2) 委託業務の内容

別紙「令和8年度山形県プレコンセプションケア推進事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額 1,018,020円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 応募資格

(1) 応募可能な事業者は以下の全ての要件を満たす者とする。

- ① 山形県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ③ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止基準に該当しないこと。
- ⑤ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く）。
- ⑥ 次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- ⑦ 宗教活動や政治活動を目的とする団体ではないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生及び再生の手続きをしていないこと。

## (2) 失格事項

提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があった時は失格とする。

- ① 本要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が本要領で定めた要件に適合しないとき。
- ④ 提案の内容が提案上限額を上回るとき。
- ⑤ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑥ その他不正な行為があったとき。

## 3 企画提案に係る提出書類及び提出方法について

### (1) 提出書類、期限、部数

提出書類	期限	部数
①参加申込書（様式 1 号） ②事業者概要書（様式 2 号）	令和 8 年 7 月 1 日（水）午後 5 時	1 部
③企画提案書（様式 3 号） ④経費見積書（任意様式）	令和 8 年 7 月 8 日（水）午後 5 時	4 部

### (2) 提出方法及び提出先

10 の担当部局まで郵送又は持参により提出すること。

なお、②から④については、電子メール（PDF 形式等の容易に編集ができない形式のものに限る。）による提出も可能とする。郵送の場合は配達証明付き書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

### (3) 受付時間（持参の場合）

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時及び土日祝日を除く。）

### (4) その他

- ・企画提案に参加する事業者は提出期限までに①参加申込書及び②事業者概要書を必ず提出すること。（提出期限までに提出のなかった事業者の企画提案は受け付けない。）
- ・提案は 1 事業者につき、1 提案とする。
- ・提案はすべて企画提案書に記載し、様式 3 号に添付して提出すること。

#### 4 審査方法について

- ・提案のあった企画内容について、原則、書類審査を行い採用候補企画を決定する。
- ・審査にあたり、提案者に質問及び追加の資料提出を求める場合がある。
- ・審査結果は全ての応募者に対して通知する。
- ・提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果（平均点 60 点以上）により、提案の内容について契約目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該提案者を最優秀提案者として選定する。
- ・提案者が無い場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行う場合がある。

#### 5 評価項目、審査の視点並びに配点

(1) 審査項目ごとに採点し、合計 100 点満点で判定を行うものとする。

審査項目	審査の視点	配点
1 業務理解 10 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務目的に合致した提案であるか。</li> <li>・事業内容に関する理解度は高いか。</li> </ul>	10 点
2 企画内容 40 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容は事業の目的の達成が見込まれる内容となっているか。</li> <li>・提案内容は実現可能性が高いか。</li> </ul>	20 点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる世代にプレコンセプションケアの理解促進を図ることが期待できるような提案内容となっているか。</li> <li>・事業実施の効果が図れる評価方法の提案がされているか。</li> </ul>	20 点
3 事業の周知 10 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の周知は効果的な方法か。</li> </ul>	10 点
4 実施体制 30 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画内容を遂行できる実施体制があるか。</li> </ul>	10 点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画に無理がなく、妥当なスケジュールであるか。</li> </ul>	10 点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内企業等に対し、アプローチする手法・実績等があるか。</li> </ul>	10 点
5 経費総括 10 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費の積算は企画内容に関し妥当であるか。</li> </ul>	10 点

(2) 評価は5段階で行うものとし、評価点の採点基準は下表のとおりとする。

採点基準	評価点	
非常に優れている	10 点	20 点
優れている	8 点	16 点
妥当	6 点	12 点
やや劣っている	4 点	8 点
劣っている	2 点	4 点

## 6 企画提案作成等に係る質問・問合せ

### (1) 受付期間

令和8年6月26日（金）午後5時まで

### (2) 質問・問合せ方法

- ・企画提案に関する一切の質問等は、「質問票（別紙1）」により行うこと。
- ・質問票の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「令和8年度山形県プロコンセプションケア推進事業業務・企画提案への問合せ」として10の担当部局あて送付すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けないものとする。

### (3) 質問・問合せへの回答

質問者への回答は、その都度、速やかに参加申込書提出者全員に電子メールで送付する。ただし、軽微なもの及び各回答者の独自の企画に関すること等については、当該質問をした提案者のみに回答する。

## 7 企画提案書提出後のスケジュール（予定）

企画審査会の開催	7月中旬
審査結果通知	7月下旬
契約締結	8月上旬

## 8 契約等

- (1) 最優秀提案者を随意契約の相手方とすることについて、山形県しあわせ子育て応援部指名業者選定審査会の審査を経たうえで、最優秀提案者の提案に基づき契約に係る仕様書を確定し、最優秀提案者から見積書を徴して予定価格の制限の範囲内で契約を締結するものとする。
- (2) 採択された提案等については、採択後に県と詳細を協議すること。その際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 最優秀者と業務委託締結条件等で合意に至らなかった場合、あるいは最優秀者が失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず審査会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行う。

## 9 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。  
なお、応募書類は本件に係る事業企画の選定審査の目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (3) 最優秀者選定後、契約対象となる業務内容については、別途協議により企画内容の一部を修正・変更する場合がある。
- (4) 募集及び契約については、県の都合により停止することがある。

## 10 担当部局

山形県しあわせ子育て応援部 こども家庭・母子保健課

担 当：母子保健係

住 所：〒990-8570

山形市松波2-8-1（県庁4階）

T E L：023-630-2101

F A X：023-632-8238

Eメール：ykodomokatei#pref.yamagata.jp

※上記「#」の部分を「@」に変えたうえで送信してください。